

静岡県ワールドカップ開催記念基金条例の一部を改正する条例

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第23号

静岡県ワールドカップ開催記念基金条例の一部を改正する条例

静岡県ワールドカップ開催記念基金条例（平成15年静岡県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>静岡県ワールドカップ開催記念基金条例</u> (設置)</p> <p>第1条 <u>サッカーをはじめとするスポーツの国際大会等の開催</u>その他スポーツの振興を図るための事業に要する経費に充てるため、<u>静岡県ワールドカップ開催記念基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>静岡県スポーツ振興基金条例</u> (設置)</p> <p>第1条 <u>国際競技大会</u>（スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第2条第6項に規定する国際競技大会をいう。）の開催によるスポーツ文化の醸成等の成果を次世代に継承するための事業その他スポーツの振興を図るための事業に要する経費に充てるため、<u>静岡県スポーツ振興基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。